

有害ごみの分別方法について

HP 等掲載用

家庭から排出される生活ごみ、とくに家電製品などから排出されるもので、「発火・発煙事故のリスクがあるもの」「健康被害や環境汚染のリスクのあるもの」は『有害ごみ』とされており、捨て方や取り扱いに注意が必要です。

とくに最近では、リチウムイオン電池類やモバイルバッテリー等を原因とするごみ収集運搬車両やごみ処理施設での火災事故が増加しており、自治体の収集運搬及び処理機能が止まってしまう事案も県内外で発生したところです。

そこで、鶴田町では、『有害ごみ』の分別について次のとおり整理いたします。町民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いします。

『有害ごみ』の基本的な捨て方及び取り扱い！

① 小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池類）



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

- 小型充電式電池は、家電製品と分離可能であっても取り外さず、製品本体とあわせて小型家電収集日に「資源ごみ袋（緑色）」で捨ててください。

※ 解体などすると、破損・変形により発熱・発火する危険があります。

- リサイクルマークが付いたもので、破損や膨張のない小型充電式電池を単体で処分するときは、一般社団法人JBRC 回収協力店（ヤマダデンキ、ケーズデンキ、サンデー等）に出すことも可能です。

※ 協力店で回収可能な小型充電式電池はJBRC 加盟メーカー製になります。

国内の大手メーカーはほとんど加盟していますが、海外のメーカーは確認が必要となります。



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

リチウムイオン電池類による小型充電式電池が使用されている製品等



② 電池類

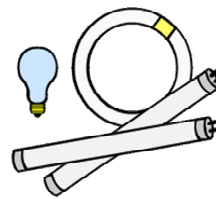


- 家電製品から取り外したアルカリ乾電池やマンガン乾電池は、袋や箱、ケースなどに入れて「乾電池」などと記入し、それらを「燃えないごみ袋（白い袋）」で捨ててください。

- 家電製品から取り外したコイン電池やボタン電池は、ショートによる発火を防ぐためプラス極とマイナス極にテープを貼って絶縁し、一般社団法人JBRC 回収協力店に出してください。

※ 絶縁するためのテープは、ビニールテープや布製のガムテープを使用してください。

③ 蛍光灯（環型、直管型、電球型など）



- 蛍光灯は、割れないように購入時の箱などにいれて「蛍光灯」と記入し、「燃えないごみ袋（白い袋）」で捨ててください。

④ モバイルバッテリー



- モバイルバッテリーは、ショートによる発火を防ぐため充電コード接続部にテープを貼って絶縁し、一般社団法人JBRC 回収協力店に出してください。

※ 絶縁するためのテープは、ビニールテープや布製のガムテープを使用してください。

専用回収ボックスを設置！



- 町の指定日による収集対象外の「有害ごみ」については、原則としてメーカーや販売元に回収する義務があるものですが、最近は、ネット通販等による海賊版、破損や膨張したものも多く見受けられるようになり、それらはJBRC 回収協力店では引き取りしておりません。
- 環境省より、自治体の有害ごみ回収努力義務が示されたことを受け、鶴田町では適正に処理が可能な民間リサイクル認定事業者と、回収方法の強化に向けた準備を進め、令和7年7月1日より、①小型充電式電池（ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池）、②電池類（コイン電池・ボタン電池）、④モバイルバッテリー専用の「回収ボックス」を、役場庁舎内に設置します。
前述の基本的な捨て方に加えて、町の専用回収ボックスを利用することが可能となります。
- 排出希望をされる方は、住民環境課窓口にて回収記録簿にご記入していただき、係の者がテープ等による絶縁処理を行っているか確認したうえで、専用回収ボックスで回収いたします。
※ 専用回収ボックスをご利用の際には、住民環境課窓口にお立ち寄りください。

－お問い合わせ先－

鶴田町住民環境課 環境対策係

TEL：0173-22-2111（内線151・152）